三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字森下九八〇・九八一・九九九・一〇〇一・一〇二七・一〇二八・一〇二九の一から一〇二九の四まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇二九の五、一〇二九の六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年六月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下梶原四二五七の三八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下梶原四二五七の三八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年六月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　京都府京都市山科区四ノ宮柳山町一五の一、一六、一七の一、一七の二、一八から二〇まで、二一の一、二一の四、二一の五、新開畑一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
柳山町二〇・二一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年六月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字尾見字立水谷一八三、一八三の一、一八三の二、一八四、一八五の一、字ホフノサコ一九三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年六月二十六日
農林水産大臣　林　芳正
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市脇町字梨子木三〇六、三一一、字西俣名二三八〇の一、二三八〇の二、二三八二から二三八八まで、二三八五の二、二四〇四、穴吹町古宮字内田五五〇の三から五五〇の五まで、五五〇の一九、五五〇の二二、字喜来三八八、四〇七、四一四から四一八まで、四二六、字平谷六九九の一、六九九の二、七六七の二から七六七の四まで、八〇〇の一・八一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇〇の二、八一四の二、八二七の一、八二七の二、八四六、八四七の一、八四七の二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成二十七年六月二十六日
農林水産大臣　林　芳正

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	ゲプラ0564	株式会社ゲプラナガトヨ 茨城県稲敷郡河内町田川381	第29215号 平成26年5月14日
Begonia L.	ラブミーキャンドル	富岡和彦 佐賀県唐津市七山藤川334番第1番地	第29781号 平成26年12月12日
Bidens L.	ピンクハニー	浅野寿晴 岐阜県岐阜市日置江323番地	第29771号 平成26年12月8日
Callistephus chinensis (L.) Nees	ミヨアスジュリブルー	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号	第29825号 平成26年12月26日
〃	ミヨアスジュリホワイト	〃	第29826号 平成26年12月26日
〃	ミヨアスジュリピンク	〃	第29827号 平成26年12月26日